

●香川県警察本部告示第6号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成20年6月20日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程
香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第7条、第10条関係）				別表第2（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1・2 略				1・2 略			
3 戸籍法（昭和22年法律第224号）	略			3 戸籍法（昭和22年法律第224号）	略		
3の2 少年法（昭和23年法律第168号）	第6条の4第3項	触法少年に係る事件の調査（以下「 <u>触法調査</u> 」という） のための公務所又は公私の団体への照会	触法調査関係事項照会書（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「 <u>様式を定める訓令</u> 」という。）別記様式第26号） 身上調査照会書（様式を定める訓令別記様式第28号）				
4 古物営業法（昭和24年法律第108号）	略			4 古物営業法（昭和24年法律第108号）	略		
5～8 略				5～8 略			
9 道路法（昭和27年法律第	略			9 道路法（昭和27年法律第	略		

180号)			
9の2 警察法 (昭和29年法律第162号)	第2条	ぐ犯少年に係る事件の調査(以下「ぐ犯調査」という)のための公務所又は公私の団体への照会	ぐ犯調査関係事項依頼書(様式を定める訓令別記様式第27号) 身上調査依頼書(様式を定める訓令別記様式第29号)
10 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)	略		
11~27	略		

180号)			
10 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)	略		
11~27	略		

別表第4 (第10条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1	略		
2 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	略	略	児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)
3・4	略		
5 少年法(昭和23年法律第168号)	第6条第2項	警察官によるぐ犯少年の家庭裁判所への送致	ぐ犯少年事件送致書(様式を定める訓令別記様式第33号) 追送致書(様式を定める訓令別記様式第35号)
	第6条の4第1項	触法調査のための警察官による関係者の呼出し	呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号)
	第6条の	触法調査における	触法調査嘱託書(

別表第4 (第10条関係)

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1	略		
2 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	第25条本文	要保護児童を発見したときの福祉事務所又は児童相談所への通告	児童通告書(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)別記様式第20号)
3・4	略		
5 少年法(昭和23年法律第168号)	第6条第2項	警察官によるぐ犯少年の家庭裁判所への送致 (犯罪捜査規範第216条第1号)	少年事件送致書(犯罪捜査規範別記様式第17号)に準じる様式の送致書

4第3項	警察官による他の警察への必要な調査の依頼	様式を定める訓令別記様式第24号)
第6条の5第1項	触法調査における警察官による鑑定の嘱託	鑑定嘱託書(様式を定める訓令別記様式第1号)
	触法調査における警察官による裁判所への鑑定処分許可状の請求	鑑定処分許可請求書(様式を定める訓令別記様式第2号)
	触法調査における警察官による裁判所への捜索・差押・検証許可状の請求	捜索・差押・検証許可状請求書(様式を定める訓令別記様式第7号)
	触法調査における警察官による捜索について、証拠物又は没取すべきものがなかったことの証明	捜索証明書(様式を定める訓令別記様式第9号)
	触法調査において警察官が押収した物件の目録の交付	押収品目録交付書(様式を定める訓令別記様式第14号)
	触法調査における警察官による裁判所への身体検査令状の請求	身体検査令状請求書(様式を定める訓令別記様式第20号)
	身体検査令状による身体検査を正当な理由がなく拒んだ者に対する警察官による裁判所への過料処分等の請求	過料処分等請求書(様式を定める訓令別記様式第21号)

第6条の 6第1項	警察官による児童 相談所長への触法 少年に係る事件（ 以下「触法事件」 という。）の送致	触法少年事件送致 書（様式を定める 訓令別記様式第32 号） 追送致書（様式を 定める訓令別記様 式第35号）
第6条の 6第2項	触法事件における 警察官による証拠 物の家庭裁判所へ の送付	証拠物送付書（様 式を定める訓令別 記様式第34号）
第6条の 6第3項	触法少年を通告し た場合における警 察官による児童相 談所への調査概要 及び結果の通知	調査概要結果通知 書（少年法第6条 の2第3項の規定 に基づく警察職員 の職務等に関する 規則（平成19年国 家公安委員会規則 第23号）別記様式）

6 略

7 麻薬及び向
精神薬取締法
（昭和28年法
律第14号）

略

7の2 警察法
（昭和29年法
律第162号）

第2条

ぐ犯調査における
警察官による他の
警察への必要な調
査の依頼

ぐ犯調査嘱託書（
様式を定める訓令
別記様式第25号）

ぐ犯少年に係る事
件の警察官による
関係書類の追送

関係書類追送書（
様式を定める訓令
別記様式第36号）

ぐ犯調査の管轄権
がない場合、警察
官による管轄権を
有する警察への事

事件引継書（様式
を定める訓令別記
様式第38号）

--	--	--	--

6 略

7 麻薬及び向
精神薬取締法
（昭和28年法
律第14号）

略

		<u>件の移送又は引継ぎ</u>	
8 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）	略		
9～14 略			
15 昭和21年厚生省令第42号（死産の届出に関する規程）	略		
15の2 <u>少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）</u>	第26条	<u>触法事件に係る事件の警察官による関係書類の追送</u>	<u>関係書類追送書（様式を定める訓令別記様式第36号）</u>
		<u>触法調査の管轄権がない場合、警察官による管轄権を有する警察への事件の移送又は引継ぎ</u>	<u>事件引継書（様式を定める訓令別記様式第38号）</u>
		<u>触法調査における仮還付物件が、調査上不要となった場合の警察官による還付に関する通知</u>	<u>還付通知書（様式を定める訓令別記様式第41号）</u>
	第31条	<u>ぐ犯調査のための警察官による関係者の呼出し</u>	<u>呼出状（様式を定める訓令別記様式第39号）</u>
16 拡声機による暴騒音の規	略		

8 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）	略		
9～14 略			
15 昭和21年厚生省令第42号（死産の届出に関する規程）	略		
16 拡声機による暴騒音の規	略		

制に関する条
例（平成4年
香川県条例第
37号）

制に関する条
例（平成4年
香川県条例第
37号）

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。